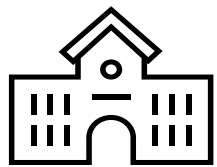


- 国際卓越研究大学とJSTとの間では、以下の3つの資金の流れが発生することになる。
 - ① 大学が文部科学大臣から認可された体制強化計画を実行するため、国際卓越研究大学法第7条の規定に基づき JSTから大学に対して「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」を拠出する。
 - ② JSTが運用元本の増強について国際卓越研究大学からの協力を得るため、体制強化計画に基づき、大学からJSTに対して出えん金を拠出する。
 - ③ 国際卓越研究大学としての助成期間終了後に、大学の独自基金の増強等に充てるため、JSTから大学に対して出えんした金額を上限として払い戻しを行う場合がある。

国際卓越研究大学



■ 寄附金等の外部資金から独自基金を造成

大学独自基金

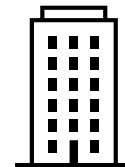
③ 資金拠出分

① 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき
運用益の範囲内で助成
(外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定)

② 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき、資金拠出

③ 助成期間終了後に資金拠出額を上限に払い戻し
(大学独自基金に組み入れ (運用益の用途は、
国際卓越研究大学法第5条第2項第2号に限定))

科学技術振興機構(JST)



○ 大学ファンドの運用原資を、国際卓越研究大学からの資金拠出によって増強

大学ファンド

② 資金拠出分

国際卓越研究大学からJSTへの出えんについて

- 国際卓越研究大学からJSTへの出えん金については、公募要領に以下の事項が示されている。
 - ・ 寄附金の性質を有するものであり本来的には出えん者に払い戻すことは予定されないものであること
 - ・ 助成が終了した後、出えんを募った際の条件に基づき、段階的に払い戻される場合があること
 - ・ 大学ファンドの自己資本比率が別途定める予定の自己資本比率を超えていない場合には払い戻しは行われな
 - ・ 出えんが払い戻されることとなった場合でも、払い戻される額は、出えんした額を上限に、大学ファンドの運用状況に応じた額となること
- 基準第8第1項では、「国立大学法人等の資産とは、過去の事象の結果として国立大学法人等が支配している現在の資源であり、国立大学法人等のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。」と規定している。基準における資産に計上するには、その前提として、当該資産が国立大学法人等が支配している現在の資源であることが必要であるが、上述のとおり、当該出えんは、出えんを行う国際卓越研究大学に、当該資産について請求権や換金権といった何かしらの大学から請求する権利はなく、支配している現在の資源とは言えない。このため、JSTへの出えん金については、以下のイメージで費用処理を行う。なお、出えんが払い戻された際には収益計上する。

<JSTからの助成受領時>

(借) 現 金	XX	(貸) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務	XX
---------	----	-------------------------	----

<JSTへの出えん時>

(借) 大学ファンド出えん費	XX	(貸) 現 金	XX
----------------	----	---------	----

(借) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務	XX	(貸) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益	XX
-------------------------	----	-------------------------	----

<JSTからの出えん払い戻し時>

(借) 現 金	XX	(貸) 大学ファンド払戻収益	XX
---------	----	----------------	----

(参考) 国際卓越研究大学制度に関する公募要領

○国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する公募要領（抄）

(8) 助成金の使途等

助成金の用途として支出できる経費は、各大学の自律性とその責任の下、体制強化計画に掲げる取組（基本方針三 2（2）イ～ホに掲げる事項）に係るもの全般です。なお、毎年度の助成金を、大学の独自基金に直接積み立てることは想定していません。ただし、助成金を用いて大学ファンドへの資金拠出（出えん）を行い、助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことは可能です。また、期末（マイルストーン）評価の期間をまたぐケースを除き、JST の事前の関与を受けることなく各大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができることとします。

大学ファンドからの助成については、配分元である JST においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画との適合性の確保を前提として、原則として JST の事前の関与を受けることのない助成形態とします。そのため、使途については、各大学が適切に説明責任を果たす必要があることに留意してください。文部科学省としても、使途報告の概要を速やかに公表し、事後的な透明性の確保を図ることとしています。詳細は実施方針を確認してください。

(9) 体制強化計画の変更

体制強化計画を変更する際には、法第 5 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受ける必要がある点に留意してください。

(10) 助成の終了

体制強化計画に基づき、助成を実施するため、(5) の体制強化計画の期間が終了した際に助成は終了します。また、体制強化計画の期間内であっても、目標を達成した場合には、助成を終了することがあります。

また、国際卓越研究大学の設置者が法第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当したときに、文部科学大臣は、法第 11 条の規定に基づき、体制強化計画の認可を取り消すことができることとしており、その際には、助成は終了します。

体制強化計画の期間中に各大学から大学ファンドに資金拠出された出えん金は、寄附金の性質を有するものであり本来的には出えん者に払い戻すことは予定されませんが、助成が終了したときは、出えんを募った際の条件に基づき、出えんした額を上限に、払い戻し時点の大学ファンドの純資産における出えん金の割合等に応じて払い戻し金額を決定し、段階的に払い戻します。なお、払い戻しを行えるのは、大学ファンドの自己資本比率が別途定める予定の自己資本比率を超えている場合に限りです。